【労務】教育訓練休暇給付金のご案内

厚生労働省より、教育訓練休暇給付金のご案内が公表されています。教育訓練休暇給付金とは、労働者が離職することなく教育訓練に専念するため、自発的に休暇を取得して仕事から離れる場合、失業給付（基本手当）に相当する給付として賃金の一定割合を支給することで、訓練・休暇期間中の生活費を保障する制度です。一定の条件を満たす雇用保険の一般被保険者が、就業規則等に基づき連続した 30 日以上の無給の教育訓練休暇を取得する場合、教育訓練休暇給付金の支給が受けられます。今回は事業主向けのリーフレットの内容を一部抜粋してご紹介いたします。

■事業主の皆さまへのお願い

教育訓練休暇給付金は、一般被保険者である労働者本人の意思で、業務命令によらず、就業規則等に基づき、教育訓練を受けるための無給の休暇を取得することが支給要件になっています。
給付金を受けるのは労働者本人ですが、手続に関して事業主の皆さまのご対応が必要です。
下記の支給までの流れをご確認ください。

※解雇等を予定している労働者は、教育訓練休暇給付金の支給対象にはなりません。
　なお、解雇等を予定している労働者について、虚偽の届出を行った場合は、罰則の対象になります。

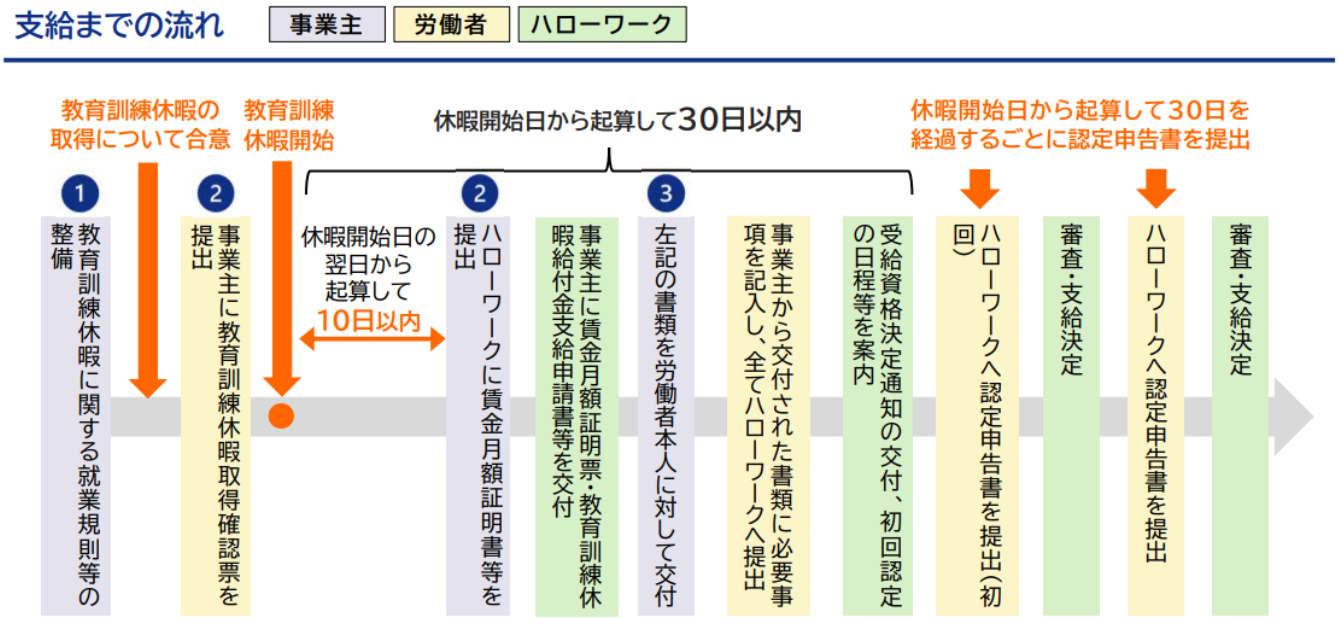

●教育訓練休暇制度を就業規則または労働協約等に規定します。（規程例はパンフレットをご参照ください）

●一般被保険者である労働者本人と事業主とで教育訓練休暇の取得について合意の上、労働者本人から教育訓練休暇取得確認票が提出されます。内容を確認して、必要事項を記入します。その上で、労働者の休暇開始日の翌日から起算して 10 日以内に休暇開始日の前日までの賃金支払い状況等を記載した賃金月額証明書をハローワークに提出してください。（その際、就業規則等の写し、賃金台帳、出勤簿等を添付してください）

●賃金月額証明書をハローワークに提出した後、ハローワークから賃金月額証明票（事業主控え、本人手続用）及び教育訓練休暇給付金支給申請書を交付します。賃金月額証明票（本人手続用）及び教育訓練休暇給付金支給申請書は、一般被保険者である労働者が教育訓練休暇給付金の支給申請を行うために必要になりますので、速やかに労働者本人に交付してください。

参照ホームページ［ 厚生労働省 ］
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/koyouhoken/kyukakyufukin.html